

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE規制）見直しとその後



KDDI総研 R & A

2004年4月6日

米国のアンバンドル義務（UNE規制）見直しと其の後の動向

🕒 記事のポイント

サマリー 2003年8月21日に米国連邦通信委員会（FCC）が発表した、ILECに対するアンバンドル義務（UNE規制）に関する見直し裁定の本文は、既存 / 競争事業者双方からの賞賛と反発を招き、その後、数々の請願や訴訟につながった。本稿では、裁定に至る経緯と裁定本文を概説するとともに、訴訟に関する最新動向を報告する。

主な登場者 FCC Powell委員長 ILEC RBOC CLEC 連邦D.C.巡回（控訴）裁判所

キーワード TRO アンバンドル UNE 相互接続 ブロードバンド FTTH

地域 米国

執筆者 KDDI総研 調査部 川井 康 (ya-kawai@kddi.com)

1 経緯

今回の裁定（FCC03-36、いわゆるTriennial Review Order < 3年ごとの見直し裁定 > 以下「TRO」）の発端は、1996年電気通信法の制定と、その後、同法第251条（相互接続）を実施するために発出された、1996年8月の市内競争裁定（FCC96-325、Local Competition Order）に遡る。この市内競争裁定においてFCCは、TELRIC（全要素長期増分費用）算定方式の採用と7つのアンバンドルネットワーク構成要素



(UNE) [☞](用語解説) を定めたが、これに対してIowa州公益事業委員会等により訴訟が提起された(【別表1】参照)。

翌1997年、連邦第8巡回(控訴)裁判所は、FCCの管轄権は州際事項に限られるとして市内競争裁定で採択した多くの規則を無効とした(Iowa Utils. Bd. v. FCC, 120 F.3d 753)。この判決を不服として、FCCは、連邦最高裁判所へ上告したが、1999年1月に最高裁は、FCCは市内競争規定を実施する管轄権を有すると判断する一方、UNEリストの全面的見直しを命じてFCCに差し戻した(Iowa Utils. Bd., 525 U.S. 366)。

上記最高裁判決を受け、FCCは、1999年9月にUNE差し戻し裁定(FCC99-238、UNE Remand Order)を発出して、アンバンドル基準の再検討、UNEリストの修正と3年ごとの見直し[☞](脚注)の決定を行った。あわせて、1999年11月には回線共用裁定(FCC99-355、Line Sharing Order)により、競争的地域通信事業者(CLEC)が既存地域通信事業者(ILEC)の銅線ループの高周波部分を利用してxDSLサービスを提供する際に、CLECの要請に対応することをILECに義務付けた。ILECを中心とする業界団体であるUSTA(全米電気通信協会)他が、上記の両裁定に対して連邦コロンビア特別区(D.C.)巡回(控訴)裁判所に提訴した結果、2002年5月、同裁判所は、UNE差し戻し裁定の一部を無効、回線共用裁定を無効としてFCCに差し戻した(USTA I, 290 F.3d 415)。

この判決に先立つ2001年12月、FCCは、UNE差し戻し裁定における3年毎の見直し(Triennial Review)の決定を受け、アンバンドル規則に関する包括的な評価を行うために、「Triennial Review NPRM(規則制定提案告示)」(FCC01-361)を発表していた。2003年2月20日に採択されたTROは、本NPRMに基づくものであるとともに、上記のUSTA I 事案による差し戻し判決に対応するものであった。しかし、採択に当たっての委員間の対立から裁定本文の大幅な修正が必要となった結果、裁定本



[☞](用語解説) アンバンドルネットワーク構成要素(UNE; Unbundled Network Element)

電気通信サービスを提供するために利用される設備または機器であるネットワーク構成要素をアンバンドル(個別化、単体化)したもの。市内ループ、市内回線交換機能、伝送機能等がある。

[☞](脚注)

「3年ごと」に見直すこととされたのは、事業者間の相互接続協定の期間が一般に3年間であるため。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



文が発表されたのは6ヶ月以上を経た2003年8月21日になってのことであった^④（脚注）。 裁定本文については、2月の採択時と比較すると、ブロードバンド規制の緩和とUNE-P提供義務の継続という基本線は維持された。

2 TROの概要

TROの本文は500ページを超えるものであるが、中心部分の構成は、次のとおりとなっている。

- 1) まず、ネットワーク構成要素のアンバンドルに関する原則（定義、判断基準、州の役割等）を確認し、
- 2) その原則に従って、ループ、交換機能、伝送設備といった個々のネットワーク構成要素に対するアンバンドル義務の有無を判断する。
- 3) さらに、アンバンドル義務が適用される範囲（ネットワーク構成要素の組合せ、適格サービス等）を定める。

以下、裁定本文の構成に準じて、【図表1】に示す順に概説する。



④（脚注）

TROは、2003年9月2日に連邦官報（Federal Register）に掲載され、同年10月2日に発効した。



【図表1】TRO本文の構成

アンバンドル原則
- 1 ネットワーク構成要素の定義
- 2 アンバンドル義務の判断基準
- 2 - 1 「阻害」(impair)の基準
- 2 - 2 「必要」(necessary)の基準
- 2 - 3 「最低限」(at a minimum)
- 3 州の役割
個別のネットワーク構成要素に対するアンバンドル義務
- 1 ループ
- 2 サブループおよびNID
- 3 専用伝送
- 4 市内回線交換
- 5 その他（共用伝送、パケット交換、OSS等）
アンバンドル義務の範囲
その他の課題

アンバンドル原則

- 1 ネットワーク構成要素の定義

米国連邦通信法第3条（29）に定める「ネットワーク構成要素」の定義（【別表2】参照）に関しては、UNE差し戻し裁定で採用された以下の解釈を引き続き適用することが再確認された。

（アンバンドルされたネットワーク構成要素の）提供を要請する通信事業者（要請側事業者）が、電気通信サービスの提供において使用できるようなネットワーク構成要素を利用可能とするよう、ILECに対して義務付けること。

また、ネットワーク構成要素を、予備のループなどを含まない「実際に」使用されている施設および設備に限定することは、明確に否定された。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



- 2 アンバンドル義務の判断基準

アンバンドル義務の対象となるネットワーク構成要素は、通信法第251条（d）（2）に定める判断基準（【別表2】参照）に従ってFCCが決定する。本基準においては、私有財産的（proprietary）^{☞（脚注1）}なネットワーク構成要素については、ネットワーク構成要素へのアクセスが「必要」（necessary）であるか否かを、また、非私有財産的（non-proprietary）な要素については、アクセスを提供しないことによって要請側事業者のサービス提供能力が「阻害」（impair）されるか否かを「最低限」（at a minimum）考慮しなければならないとされている。TROでは、「阻害」については新たな判断基準を採用したが、「必要」の基準は従来の解釈が維持されている。以下、「阻害」の基準、「必要」の基準、「最低限」の順に詳細を記す。

- 2 - 1 「阻害」の基準

TROで新たに採用された判断基準では、「要請側事業者がILECのネットワーク構成要素へアクセスできないことによって、市場への参入が不経済（uneconomic）^{☞（脚注2）}となるような参入障壁（運用上の障壁および経済上の障壁を含む）が課せられる場合には、当該事業者は阻害されている」とみなされる。具体的な参入障壁等については、【図表2】のとおりである。



☞（脚注1）私有財産的（proprietary）

ILECが、特許、著作権または営業秘密に係る法により保護された私有財産的な情報または機能を展開するために、経営資源を投入したと示すことができる場合には、ネットワーク構成要素は私有財産的であるとみなされる（47 C.F.R. §51.319）。

☞（脚注2）不経済（uneconomic）

TROでは、「得られるべき収益および要請側事業者が受ける対抗的な有利性を考慮した上で、阻害の基準を個別の要素に適用することにより、これらの障壁が参入を不経済なものとしているか否かを検討する。」とされている。



【図表2】具体的な参入障壁等

参入障壁のタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阻害性を分析するに当たって考慮すべき具体的な参入障壁としては、右欄の項目を考慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の経済 ・ 埋没コスト ・ 先行者利益 ・ 絶対的コスト優位性 ・ ILECの管理下の障壁
阻害の証拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドルの必要性を証明または反証するために、ILECまたはCLECに「立証責任」を負わせることはしない。 ・ その代わりに、FCCは、アンバンドルの必要性に関する決定に当たって、現実の市場における右欄の種類の証拠を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売市場での競争的参入の証拠 ・ 代替的設備の自己展開 ・ インターモーダル（CATV等の異種プラットフォーム）な代替手段の証拠 ・ コストスタディ ・ 収益機会の証拠 ・ CLECが、UNEよりもむしろ、小売スペシャルアクセスサービスに頼っていること
阻害性分析の細分化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阻害性の分析に当たっては、顧客の階層、地理的区分およびサービス別に細分化した分析（granular analysis）を行う。 ・ 特定のネットワーク要素については、設備の種類および容量別に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の階層 マス市場顧客（住宅および零細企業）、中小企業、大企業 ・ 地理的区分 ・ サービス種別 市内音声サービス、xDSL、大容量アクセスサービス等
黙示的サポートフロー（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黙示的サポートフローと阻害性分析との関係について、FCCには、農村地域の電話会社にはアンバンドル義務を免除するといった大きな裁量を与えられている。 	-

（表注）住宅用および農村顧客には低料金、事務所用および都市／近郊については高料金を課すことによる料金の平均化などで生じる、資金の流れ（フロー）。

- 2 - 2 「必要」の基準

私有財産的なネットワーク構成要素に関する、「必要」の基準に関しては、前述のとおりUNE差し戻し裁定で採用された解釈が維持された。ただし、本基準は、「阻害」の基準よりも厳格であるため、実際に発動されることは極めてまれであるとされる。



- 2 - 3 「最低限」

通信法第251条(d)(2)にある「最低限」の文言により、FCCは、同条項に定める以外の要因（factor）をアンバンドル義務決定の際に考慮することができると解釈されているが、TROでは、阻害性以外にネットワーク構成要素のアンバンドルを義務付けるような要因を採用していない。

FCCは、今後、アンバンドル義務の決定において適切と考えられる場合には、引き続き他の要因を考慮するが、その際には法の目的に照らして、慎重に適用するとしている。

- 3 州の役割

前述の市内競争裁定において、FCCは、全国的なUNE義務リストを作成するとともに、「必要性および阻害性」基準を適用する権限および上記のUNEリスト以外に追加的なUNEを定める権限を州規制当局に委任した。さらに、UNE差し戻し裁定では、州がUNEを追加するときは上記の基準に合致しなければならず、また、州は、FCCの定めた全国的リストからUNEを削除することはできないが、自らが追加したUNEを除くことはできるという規則を定めた。

しかしながら、USTA I 事案の判決においてD.C.巡回（控訴）裁判所は、UNE差し戻し裁定を覆し、FCCの「全国統一的な規則」の採択は誤ちであると認定し、FCCは、アンバンドル義務の決定に際してより細分化されたアプローチを取るべきとした。

この判決を受け、TROにおいて、FCCは、第251条(d)(2)によって州当局に権限を委任することが可能であることを確認した上で、一部のネットワーク要素については、FCCは市場ごとの十分に細分化した情報を持たないことから、FCCのガイドラインに沿って細分化された分析（granular analysis）を行う権限を州当局に委任するのが妥当であるとした。

個別のネットワーク構成要素に対するアンバンドル義務

個々のネットワーク構成要素（ループ、伝送機能、交換機能等）（【図表3】）について阻害性の存否を検討するに当たっては、市場をマス市場と企業向け市場に区分（【図表4】）するとともに、各市場で提供されるサービス種別に着目して検討された（【図表5】）。

【図表3】各ネットワーク構成要素の定義

UNE 種別	定義
ループ	ILECの中央局にある配分架（又は同等物）とエンドユーザーの宅内の分界点との間の伝送施設。このネットワーク構成要素には施設の特性、機能及び性能とNIDを含む。また、顧客宅内までの伝送路に使用される電子機器、オプトロニクス、中間的装置（リピータ及びロードコイルを含む）及びILECが所有又は管理する内部配線を含む。
サブループ	ターミナルにおいてILECの外部プラント（内部配線を含む）へのアクセスが技術的に可能なループの一部。
NID（Network Interface Device）	顧客宅内の屋内配線とILECのループ施設とを相互接続する交差接続装置
専用伝送	技術的に可能なすべての容量関連サービスを含むILECの伝送設備（DS1、回線側とトランク側の設備、それに交換機の特徴、機能、能力を含むもの）
市内回線交換機能	回線側とトランク側の設備、それに交換機の特徴、機能、能力を含むもの
共用伝送	ILECを含む複数の事業者が共用する伝送設備で、ILECのネットワーク内の収容局交換機間、収容局交換機とタンデム交換機間及びタンデム交換機間の伝送
パケット交換機能	パケット、フレーム、セルまたはその他のデータ単位に格納されるアドレスまたはルーティング情報に基づく、パケット、フレーム、セルまたはその他データ単位をルーティングまたは送出する基礎的なパケット交換機能及びDSLAMによって提供される機能
信号ネットワーク	信号リンク及び信号伝送点（STP）を含むが、これに限定されない。
通話関連データベース	課金、収納並びに伝送、ルーティングまたはその他の電気通信サービス提供のために信号網において使用される、運用支援システム（OSS）以外のデータベース
運用支援システム（OSS）	ILECのデータベース及び情報の支援を受けるオーダー対応、オーダー受付、オーダー処理、保守、修理及び料金課金機能からなる。

【図表4】市場の区分

市場区分	マス市場（Mass Market）	企業向け市場（Enterprise Market）
対象顧客	住宅ユーザ、零細企業	中小企業、大企業
提供サービス	一般電話、ファックス、DS0、xDSL	高容量サービス（DS1、DS3、OCn、ダークファイバ）

（表注）FCC は、一方の市場に属する顧客が、他方の市場に属する顧客が通常使用しているループを使用することを禁じる意図はないとしている。また、FCC は、両市場の区分として、「加入者回線数が4回線」というのを基準とするよう州当局に勧奨しているが、最終的には州当局の判断に委ねられている。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



【図表5】個別のネットワーク構成要素に対するアンバンドル義務

UNE 種別	市場区分	カテゴリー		アンバンドル義務
ループ	マス市場	銅線	スタンドアローン	あり
			回線共用	なし（移行措置あり）
			回線分割	あり
		FTTH		なし（一部例外あり）
		ハイブリッド	パケット	なし
	TDM		あり	
	企業向け市場	OCn		なし
		ダークファイバ		原則あり
		DS3（45Mbps）		原則あり
		DS1（1.5Mbps）		原則あり
サブグループ				あり
NID				あり
専用伝送		ダークファイバ		原則あり
		DS3		原則あり
		DS1		原則あり
市内回線交換機能	マス市場			原則あり
	企業向け市場			原則なし
共用伝送				あり
信号ネットワーク				あり
通話関連データベース				あり
パケット交換機能				なし
OSS				あり

（表注）アンバンドル義務が「原則あり」または「原則なし」とされたUNEは、後述のとおり、州当局による手続きによって反駁が可能。

- 1 ループ（加入者回線）

- 1 - 1 マス市場ループ

マス市場向けの市内ループは、銅線ループ、FTTHループ、ハイブリッドファイバ/銅線ループの3つのカテゴリーに分類される。各ループに対するアンバンドル義務は以下のとおりである。



銅線ループ

銅線ループは、利用（貸し出し）形態により、さらに、（a）スタンドアローン（stand-alone）（b）回線共用（line-sharing）（c）回線分割（line-splitting）の3つに分けられる。

（a）スタンドアローン

ILECは、全て銅線で構成される市内ループ（"home-run-copper"）全体に対するアンバンドル義務を引き続き負う。このスタンドアローン銅線ループには、アナログ音声級ループ（2線式/4線式）デジタルループ（例：DS0 < 64kbps > とISDN回線）およびxDSLサービスを提供するために要するデジタル信号を伝送するよう調整済みのループ（2線式/4線式）を含む。

また、ILECは、CLECが銅線ループ全体を借りてxDSLサービスを提供できるように、回線調整（line-conditioning）を行わなければならない。

（b）回線共用

回線共用（line-sharing）とは、ILECが音声サービスを提供する銅線ループの高周波部分（HFPL）を使って、ILECと同一の顧客にCLECがxDSLサービスを提供する利用形態を指す。高周波部分のみを使用するため、CLECはループ全体（スタンドアローンループ）よりもかなり割安な料金で利用できる。

（c）回線分割

回線分割（line-splitting）とは、ILECの銅線ループ上で、あるCLECが音声サービスを提供し、別のCLECが高周波部分を使って、xDSLサービスを提供する形態である。この場合、2社のCLEC各々が、自らが使用する部分の費用を負担する（【図表6】）。

【図表6】回線共用と回線分割の利用形態

	回線共用 (line-sharing)	回線分割 (line-splitting)
低周波部分 (LFPL)	ILEC (音声サービス)	CLEC1 (音声サービス)
高周波部分 (HFPL)	CLEC (xDSLサービス)	CLEC2 (xDSLサービス)

前述のとおり、回線共用は1999年の回線共用裁定によってUNEとして提供することが義務付けられたものであったが、ILECの反対等により、今回アンバンドル対象

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



から除かれた。しかし、TROの発効前から回線共用によってCLECのxDSLサービスを利用しているユーザについては、ILECは、当該ユーザがサービスを解約しない限り、TRO発効前にCLECに課したのと同じ料金で、高周波部分へのアクセス提供を継続しなければならない（ただし、これは次回の隔年見直しまでの暫定措置）。

また、TRO発効後1年間はCLECによる新規ユーザの獲得が認められるが、3年経過後は当該新規獲得ユーザに対する回線共用の提供義務はなくなる。これにより、回線共用を用いたCLECサービスが廃止されることを想定して、3年間の移行期間が設けられている。この移行期間においては、ILECがCLECに請求するUNE料金は、TRO発効後1年間はスタンドアローン銅線ループの25%、2年目は50%、3年目は75%と徐々に引き上げられることとなっている。この措置により、新規獲得ユーザが回線共用ベースのxDSLサービスからスタンドアローンベースのものへと移行することが促進されるものと見られる。

回線共用が廃止される一方、2003年2月の発表時には触れられていなかった、回線分割の提供がILECに対して義務付けられることとなった。これは、回線共用の廃止によって、割高なスタンドアローンの銅線ループに依存せざるを得なくなることを恐れたデータ系CLEC（xDSL等のデータサービスのみを提供する競争的地域通信事業者）によるロビーイングの成果とみられている。

FTTHループ

FCCは、以下の理由を挙げて、FTTHループ^(脚注)へのアクセスがなくても、CLECは阻害されないと結論した。

- ・ FTTHループの展開はまだ初期段階であること。
- ・ 建設コストは高額だが、収益機会が大きい（音声に加えて、データ、ビデオな



^(脚注) FTTHループ

本裁定においては、全体が光ファイバケーブルにより構成される市内ループ（および装着する電子機器）であって、利用されている（lit）かダークファイバの状態であるかを問わず、顧客宅内をワイヤセンタと接続（即ち、顧客宅内の分界点から中央局までを接続）するものを意味する。このため、家庭向けだけでなく、マス市場に分類される零細企業のロケーションへの加入者系光ファイバループも含まれる。ネットワーク構成としては、他に「歩道縁石（curb）までのファイバ（Fiber-To-The-Curb; FTTC）」、「ノードまでのファイバ（Fiber-To-The-Node; FTTN）」、「ビルまでのファイバ（Fiber-To-The-Building; FTTB）」があるが、FCCの定義には、これらは含まれていない。



KDDI総研R&A誌は定期購読がお得です。既刊のPDF無料ダウンロードの特典もあります。

(年間 29,993 円)

どのサービスが提供できる)ため、コストおよび規模の経済における障壁の多くを緩和する一助となること。

- ・未開発地域 (greenfield) での展開については、ILEC / CLECともに同様の状況にあること (線路敷設権、住宅開発への入札、資材購入等)。
- ・CLECは、全米の約3分の2以上にあたるFTTHループの建設を完了しているなど、その展開をリードしている^{※ (脚注)}ため、ILECは、FTTHに関しては先行者利益を有していないこと。

今回、ILECがFTTHループを新規に敷設 (すなわち、未開発地域 (greenfield) への敷設) する場合のアンバンドル義務は撤廃されたが、既に銅線ループが敷設されている地域に、FTTHループを重畳して敷設 (overbuild) する場合のアンバンドル義務は、さらに、既存の銅線ループを廃止するか否かによって異なるものとされた。

既存の銅線ループを廃止する場合、ユーザがCLECのナローバンドサービス (音声、ファックス、ダイヤルアップインターネット接続など) を利用できるように、ILECは64kbpsの音声級伝送パスへのアンバンドルアクセスを提供する義務を負う。これに対して、銅線ループをそのまま存続する場合には、FTTHループに係るILECのアンバンドル義務は撤廃された (【図表7】)。

【図表7】 FTTHループのアンバンドル義務の有無

		ブロードバンド	ナローバンド
FTTHループを更地に新規に敷設		なし	
FTTHループを、銅線ループに重畳して敷設	銅線ループをそのまま存続	なし	
	銅線ループを廃止	なし	あり (64kbpsの音声級伝送パス)



※ (脚注)

光ファイバ製造事業者のCorningによれば、既存FTTHの68%はCLECが建設したものである。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



ハイブリッドループ

ハイブリッドループ[☞]（用語解説）については、ILECは、時分割多重（TDM）機能へのアンバンドル義務を引き続き負う[☞]（脚注）一方で、パケット伝送機能（IP、xDSL、ATM）などへのアンバンドル義務は撤廃された。

- 1 - 2 企業向け市場ループ

企業向け市場に分類される中小および大規模ビジネス顧客は、一般的にDS1（1.5Mbps）、DS3（45Mbps）およびOCn[☞]（用語解説）などの高容量ループを利用する。FCCは、OCnループについては全国レベルでの阻害性がないとして、アンバンドル義務を撤廃した。ダークファイバ[☞]（用語解説）、DS1およびDS3については、全国レベルでの阻害性が存在すると認定し、アンバンドル義務を継続した。

しかし、これらのループについても、FCCが設定する全国統一的なガイドライン（トリガー）に基づいて、州当局がTRO発効後9ヶ月以内により詳細な阻害性の分析を行い、阻害性がないと判断された場合には、アンバンドル義務が撤廃される（【図表8】）。



☞（用語解説） ハイブリッドループ

銅線および光ファイバケーブル両方から構成されるループであり、FTTHへの中間段階にあるFTTC、FTTNなどを指す。

☞（脚注）

これによりCLECは、チャンネル化したDS1およびDS3のループを取得してブロードバンドサービスに利用できる。また、DS0相当の音声級伝送パスを利用して、ナローバンドサービスに利用できる。

☞（用語解説） OCn

SONET（光同期伝送ネットワーク）と協働するよう設計された、光インターフェース。OC-1（51.84Mbps）からOC-192（9953.28Mbps）までが標準化されており、OCn伝送設備は、155.52 Mbps（OC3またはDS3×3相当）以上の容量を持つSONET回線として展開される。

☞（用語解説） ダークファイバ

利用されている（lit）ファイバと異なり、既設の光ファイバケーブル内の未使用ファイバであり、トラヒックを伝送するためには稼動していないものを指す。要請側事業者は、サービス提供をするため必要な設備（光電子機器等）を装着する必要があるが、使用できる容量は当該機器により規定される。

【図表8】企業向け高容量ループのアンバンドル義務

ループ種別	全国レベルでの阻害性	アンバンドル義務	FCC ガイドライン	州手続き
OCn	なし	なし	-	-
ダークファイバ	あり	原則あり	自前提供トリガー	顧客所在地ごとの阻害性分析（9ヶ月以内）
DS3	あり	原則あり（注）	自前提供トリガー 競争的卸売トリガー	同上
DS1	あり	原則あり	競争的卸売トリガー	同上

（表注）1 顧客所在地あたり1 要請事業者あたり2 ループに制限。

【図表9】企業向け高容量ループに適用されるトリガー

自己提供トリガー （Self-Provisioning Trigger）	競争的卸売トリガー （Competitive Wholesale Facilities Trigger）
特定の顧客所在地について、ILECとの間で、かつ、相互に関連のない2以上の競争事業者が、自ら所有する適切な容量レベルのループ伝送設備を提供している場合、阻害性がないと認定される。	特定の顧客所在地について、ILECとの間で、かつ、相互に関連のない2以上の競争事業者が伝送設備を展開し、代替的なループ施設をCLECに卸売ベースにより同一の容量レベルで提供している場合、阻害性がないと認定される。

- 2 サブループおよびNID

ILECは、集合住宅の顧客宅内における（またはその近辺にある）顧客の内部配線へアクセスするために必要なサブグループについて、CLECに対してアンバンドル義務があるとされた。また、NID（Network Interface Device）についても、アンバンドル義務があるとされた。

- 3 専用伝送

専用伝送の阻害性分析は、OCn、ダークファイバ、DS3およびDS1といった容量別に行われ、OCn以外はアンバンドル義務があるとされた（【図表10】）。ダークファイバ、DS3およびDS1について、FCCが設定する全国統一的なガイドライン（トリガー）に基づいて、州当局がTRO発効後9ヶ月以内により詳細な阻害性の分析を行い、特定のルートについて阻害性がないと判断された場合には、アンバンドル義務が撤廃される（【図表10】）。



定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後

【図表10】専用伝送のアンバンドル義務

種別	全国レベルでの阻害性	アンバンドル義務	FCC ガイドライン	州手続き
OCn	なし	なし	-	-
ダークファイバ	あり	原則あり	自前提供トリガー 競争的卸売トリガー	ルートごとの阻害性分析（9ヶ月以内）
DS3	あり	原則あり	自前提供トリガー 競争的卸売トリガー	同上
DS1	あり	原則あり	競争的卸売トリガー	同上

【図表11】専用伝送に適用されるトリガー

自己提供トリガー (Self-Provisioning Trigger)	競争的卸売設備トリガー (Competitive Wholesale Facilities Trigger)
ILECとの間で、かつ、相互に関連のない3以上の競争事業者が、あるルート上に自ら伝送設備を展開しており、かつ、その設備が、ILEC 中央局内のコロケーションアレンジで終端している場合、当該ルートについては阻害性がないと認定される。	ILECとの間で、かつ、相互に関連のない2以上の競争事業者が、あるルート上に自ら伝送設備を展開しており、その伝送を卸売ベースで提供する運用上の準備および提供する意思があり、かつ、広く利用可能な方式である場合、当該ルートについては阻害性がないと認定される。

- 4 市内回線交換機能

CLECがILECの市内回線交換機能を利用して市内電話サービスを提供する形態として、UNE-Platform (UNE-P) と呼ばれるものがある。UNE-Pとは、ループ、市内回線交換機能および共用伝送の各UNEを組み合わせたものであり、CLECはこれを利用することにより、自ら設備を展開しなくても市内電話サービスを提供することができる。再販ベースよりも安価に調達できるため、現在CLECが市内電話サービスを提供する際の主要な手段となっている^④（脚注）。

市内回線交換機能の分析における、企業向け市場のユーザとマス市場のユーザと



④（脚注）

CLECが再販によってサービスを提供するために購入するアクセス回線数は、2000年の540万回線から2002年央には350万回線以下まで減少した一方、UNE-Pによるアクセスライン数は、同期間中に50万回線未満から約750万回線へと大幅に増加している。

の切り分けは、ユーザが経済的に接続できるループ容量が基準となる。すなわち、企業向け市場の基準は(実際にはDS0で接続しているとしても)DS1以上のループ、マス市場についてはDS0ループである。

FCCによる阻害性分析の結果、企業向け市場の市内交換機能については、アンバンドルアクセスの提供がなくとも全国的に阻害性はないと判定され、マス市場向け市内交換機能については、ホットカットプロセス^ア(用語解説)がCLECの市場参入にとって障壁となっていることを理由として、全国的に阻害性があると認定し、アンバンドル提供義務が維持された。ただし、両者ともに、FCCガイドラインに沿って行う州当局の手続きの結果によっては、FCCの阻害性認定に反駁することができる(【図表12】)。

【図表12】市内回線交換機能のアンバンドル義務

種別	全国レベルでの阻害性	アンバンドル義務	FCC ガイドライン	州手続き
企業向け市場 (DS1 以上)	なし	原則なし	運用上の参入障壁 ・ ループ提供における ILEC の作業状況 ・ コロケーションスペース確保上の困難 ・ ILEC ワイヤセンター(集線局)でのクロスコネクットの取得困難 経済的な参入障壁 ・ 特定市場への参入コスト ・ 要請側事業者の潜在収入 ・ 要請側事業者の想定料金	TRO 発効後 90 日以内の阻害性分析
マス市場 (DS0)	あり	原則あり	自前提供トリガー 競争的卸売トリガー	TRO 発効後 9 ヶ月以内の、一括移行手順の認可・実施または阻害性分析



^ア(用語解説) ホットカットプロセス (hot-cut process)

ILECの作業者が交換機に物理的に接続されている顧客の回線を切り離し、CLECの交換機に接続しなおし、顧客の電話番号をCLECの交換機に割り当てなおす手順。手作業によるため、顧客へのサービス断を伴い、また、平均約51ドルの一時費用が発生する。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



【図表13】マス市場向け市内回線交換機能に適用されるトリガー

自己提供トリガー (Self-Provisioning Trigger)	競争的卸売トリガー (Competitive Wholesale Facilities Trigger)
ILECとの間で、かつ、相互に関連のない3以上の競争事業者が、マス市場において、自らの交換機を用いてサービスを提供している場合、阻害性がないと認定される。	ILECとの間で、かつ、相互に関連のない2以上の競争事業者が、マス市場において、自らの交換機を用いて卸売サービスを提供している場合、阻害性がないと認定される。

- 5 その他

- 5 - 1 共用伝送等

共用伝送、信号用ネットワーク、通話関連データベースについては現行のアンバンドル義務が維持された。なお、これらのUNEは、CLECがアンバンドル化された市内回線交換機能を購入する場合にのみ提供義務があるとされた。

- 5 - 2 パケット交換機能

限定的な例外を除いてアンバンドル義務の対象外であったが、FCCはルータやDSLAMを含むパケット交換機能へのアクセスがなくとも阻害されないと認定し、今回UNEリストから完全に削除した。

- 5 - 3 OSS機能

ILECは適格サービス[☞]（用語解説）に関して、運用支援システム（Operating Support System ; OSS）へのアンバンドルアクセスを提供する義務があるとされた。



☞（用語解説） 適格サービス

伝統的にILECの排他的に提供してきた主要な電気通信サービスに相当するサービスであり、通常の電話サービスのような市内交換サービス、DSLサービスや大容量回線といったアクセスサービスを含むが、これに限らない。



アンバンドル義務の範囲

- 1 ネットワーク要素の結合

ILECは、従来、スペシャルアクセス回線^{☞（用語解説）}からUNEに転換される場合のみEEL（Extended Enhanced Link）^{☞（用語解説）}の提供義務を負っていたが、TROにより、これに加えて、CLECは、EELを含むUNEコンビネーションを新たにオーダーできることとなった（後述するサービス適格性基準を満たすことが条件）

また、これまで、州際スペシャルアクセスサービス等の卸売サービスと、EELの局間伝送UNE部分を混合（commingle）して使用することが禁じられていたが、今回これが認められた。

- 2 サービス適格性

要請側事業者が特定の基準^{☞（脚注）}を満たす場合には、適格サービスを提供する事業者として認められ、高容量（DS1とDS3）ループと局間伝送とのコンビネーションである高容量EELをオーダーすることができる。

- 3 認証と監査

要請側事業者は、高容量EEL回線ごとに適格サービス基準を満たしていることを



☞（用語解説） スペシャルアクセス回線

長距離事業者がILECから専用アクセスを借りてエンドユーザを直接収容するいわゆる「直収回線」を指す。ILECの州際または州内サービスタリフにより提供されるため、一般的に、TELRIC料金で提供されるUNE（コンビネーション）よりも割高となる。

☞（用語解説） EEL（Extended Enhanced Link）

EELは、「（多重化機能付き、または無しの）アンバンドルループとアンバンドル伝送からなる、ネットワーク構成要素の組み合わせ」と定義される。EELにより、CLECはローカルループを収容するILEC端局と、CLECが既にコロケーションしている他のILEC端局とを伝送機能で接続して、ループの範囲を拡張することができる。

☞（脚注）

各要請側事業者が、市内音声サービスの提供について州当局の認証（certificate）を得ていること、全てのDS1回線により顧客に対し実際に市内音声サービスを提供していることを証明すること、要請側通信事業者が、高容量回線に関して適格であることを保障する回線構成の条件を満たすこと。

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



文書により証明しなければならない。ILECは、適格サービス基準に適合していることを監査する限定的な権利の一部として、年に一度、この基準に適合していることを監査するため独立の監査人に有料で監査を依頼することができることとされた。

- 4 既設ネットワークの改修

ILECは要請された施設が既に建設済みの場合、要請側事業者が使用するUNEについてルーチンのネットワーク改修を行う義務があるとされた。また、前述のとおり、ILECに対して、要請側事業者がxDSLサービスを提供できるようにループを調整することが義務付けられた。

その他の課題

- 1 通信法第271条関連

通信法第251条に基づくアンバンドル提供義務とは独立したものとして、第271条(c)(2)(B)(RBOCの長距離参入条件)(【別表2】参照)により、RBOCが長距離参入した州においては、チェックリスト第4項から第6項および第10項によりループ、交換機能、伝送、シグナリングおよび通話関連データベースへのアクセスを提供することがRBOCに義務付けられている。今回、あるチェックリスト項目が、第251条のアンバンドル対象に該当しなくなった(義務的UNEリストから削除された)場合にも、当該項目に対する第271条によるアクセス提供義務は継続することが確認された。

なお、この場合、第252条(d)(1)の基準(TELRICベースの料金によるUNEの提供)(【別表2】参照)は当該チェックリスト項目の料金算定に適用されず、その料金は第201条および第202条に基づき「公正かつ妥当な」基準のみによって規制を受けることとなるため、TELRICベースの料金よりも割高になることが想定される。

- 2 TELRIC規則の確認

本裁定で、TELRIC料金規則に関する以下の二つの主要な内容が確認された。

UNEの料金計算に適用するリスク調整済みの資本コストは、一般の競争的市場におけるリスクを反映するものでなければならない(市内競争裁定における、資本コストはUNEにより異なるとの認定を再確認)。

減価償却に関し、一律の耐用年数の適用を義務付けることを止め、一部資産に対し加速減価償却法を適用することにより、正確な経済的減価償却を算定できる。

なお、FCCは、2003年9月10日にTELRIC料金規則の見直しに関するNPRM



（FCC03-224）を発出し、見直し手続きを開始している。

- 3 規則制定提案の追加告示（FNPR）

いわゆる「ピックアンドチュース（pick-and-choose）」規定とは、通信法第252条（i）に定められている、ある事業者とILECとの協定にあるUNEを、他の事業者が個別に選択して、その協定と同条件で利用することができる、というものである。FCCは、この第252条（i）に係る自らの解釈を修正する必要があるか等について関係者のコメントを求めている。

3 関係者の見解・反応

現在のFCC委員はPowell委員長他3人の共和党所属委員と、2人の民主党所属委員の5名であるが、2003年2月の採択時には、Powell委員長（およびAbernathy委員）が、共和党のMartin委員が民主党の2委員と組んだ「多数派」に2対3の票決で敗れている。今回の裁定本文の発表に合わせて、Powell委員長を含む5人の委員全員が個別に出した声明によれば、採択時と同様に、Martin委員のみが全面的に賛成し、その他委員はいずれも部分的に賛成するに止まっている。

RBOC各社は、UNE-Pの提供義務を存続した点については懸念を表明し、また、FCCは州当局に対して阻害性認定に関する権限を委任しすぎであると非難する一方で、ブロードバンド規制（FTTH規制の緩和、回線共用の廃止）については概ね支持の態度を示した。逆にCLECは、UNE-P存続により音声サービスにおける地域競争が継続されるとしつつも、ブロードバンド市場における競争が危うくなり、ひては市内競争自体が阻害されるであろうとしている。

4 主な訴訟等の動向

4 - 1 主な訴訟

裁定本文の発表後間もない2003年8月28日に、RBOC3社（SBC、BellSouth、Qwest）とUSTAが連名で、D.C.巡回裁判所に対して、UNE-Pの提供義務を削除するようFCCに命ずる職務執行令状の請願を行った（その後、Verizonも同様の請願を行った）。

これに対して、CLEC側からは、同年10月に、UNE-Pを用いて企業向けサービスを提供するCLEC2社（MetTelとInfo Highway）が、企業向け市内回線交換機能の提

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



供義務を撤廃する規定の停止を求めて連邦第2巡回（控訴）裁判所に提訴した。これを受けて同裁判所は当該規定の一時停止を命じたため、同規定はいったん効力を失った^④（脚注）。

D.C.巡回裁判所は、上記2件を含むTROに対する申立てを「事案番号00-1012および併合事案」（USTA II 事案）として併合したが、2004年1月には口頭弁論が行われ、後述するように、同年3月2日は早くも判決が下された。

4 - 2 FCCへの請願

FCCに対しても、これまでに多くの請願がファイリングされている。2003年9月にUSTAとRBOCがFCCにファイリングした請願は、UNE-P関連の規定だけでなく、高容量ループ、ダークファイバのアンバンドル義務付け、EEL利用制限の撤廃等についても対象としたものであった。

2003年10月には、BellSouthが、FTTCのようなループアーキテクチャをFTTHと同じに取り扱うこと等を要求する請願をファイリングしている。その他にSBCが、FCCが規制差し控え権限を活用して、通信法第251条でUNEリストから削除されたものについては、第271条のアンバンドル義務の対象外とするよう要求する請願を行っている。

これらの請願に対して、FCCは、USTA II 事案判決の結果を踏まえて判断するものと見られている。



^④（脚注）

その後本事案がD.C.巡回（控訴）裁判所に移送される際に、第2巡回（控訴）裁判所は一時停止を解除した。しかし、移送を受けたD.C.巡回（控訴）裁判所は、事案の早期処理のために、移送後に当該規定の停止を命じなかったため、当該規定は再び有効となった。

【図表14】主要な訴訟・請願の動向

期日	申立先	申立人	主な内容
2003年8月	D.C.巡回（控訴）裁判所	USTA、RBOC	・UNE-Pの提供義務撤廃を求める職務執行令状の請願
2003年9月	FCC	USTA、RBOC	・UNE-P提供義務の撤廃 ・高容量ループやダークファイバのアンバンドル義務付け、EEL利用制限の撤廃等
2003年10月	FCC	BellSouth	・FTTCのようなループアーキテクチャをFTTHと同じに取り扱うよう要求。 ・251条でUNEリストから削除されたものについては、271条のアンバンドル義務の対象外とするよう要求。 ・ダークファイバループのUNE義務が、TRO発効日に設置されていたものだけに適用されるよう明確化を求めた。
	第2巡回（控訴）裁判所	CLEC2社	・企業向け市内回線交換機能の提供義務を撤廃する条項の停止を要求
2003年11月	FCC	SBC	・FCCが規制差し控え権限を活用して、251条でUNEリストから削除されたものについては、271条のアンバンドル義務の対象外とするよう要求
2004年1月	D.C.巡回（控訴）裁判所	USTA他	USTA II事案の口頭弁論
2004年3月	D.C.巡回（控訴）裁判所	USTA他	USTA II事案の判決

4 - 3 D.C.巡回（控訴）裁判所判決の概要

2004年3月2日にD.C.巡回（控訴）裁判所が下した、USTA II事案についての判決では、ブロードバンド関連の規則が支持された一方、州当局に対する権限委任、および、マス市場向け市内交換機能や伝送機能に係る阻害性認定については無効とされ、TROの主要な部分が覆されることとなった（【図表15】）。同裁判所は、判決から60日間または再審理の請願が却下されるまでの間、無効の効力を一時的に停止する（＝現行規則を存続させる）こととし、FCCに対してわずかながら反論の余地を残している。



定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後

【図表15】D.C.巡回（控訴）裁判所判決の主なポイント

項目	内容	判決
州委員会への権限再委任	マス市場向け交換機能、専用伝送要素（DS1、DS3およびダークファイバ）に係る阻害性判断の決定権限の、州委員会への再委任	無効
全国的な阻害性認定	上欄のネットワーク構成要素に係る全国的な阻害性の認定	無効および差戻し
スペシャルアクセスサービスの考慮	阻害性分析に当たっては、タリフで提供されるスペシャルアクセスサービスの利用可能性を考慮しないとの決定	無効
	無線事業者は、ILEC専用伝送へのアンバンドルアクセスなしでは阻害されるとの決定	無効および差戻し
適格サービス	適格サービスと非適格サービスの区分	無効
	競争事業者は、長距離サービス提供のためには、アンバンドルされたEELを利用する資格がないとの決定	差戻し（無効にせず）
通信法第271条（RBOC長距離参入条件）義務関連	通信法271条によって提供が義務付けられるネットワーク要素はTELRIC料金で提供する必要はなく、第201条（b）の「公正かつ合理的な」料金によって提供されるとの結論	支持

本判決に対して、Powell委員長は、個別声明を発表して歓迎の意を表明したが、Martin委員と2人の民主党委員は、連邦最高裁判所へ上告するようFCC事務局に要請している旨、共同声明で述べている。

本判決は、RBOCにとっては、ブロードバンド規制の緩和が維持され、UNE-Pの提供義務が廃止されるという大きな勝利であり、逆に、不利となるCLECは、直ちに上訴する姿勢を見せている。



5 今後の見通し

今回のUSTA II 事案判決によってマス市場向け市内交換機能（およびUNE-P）の提供義務が撤廃された場合、CLECは市内電話サービス参入に活用していた重要な手段を失うこととなる。AT&TやMCIは、ILECに対して、電話回線1回線当たり月額2～3ドルを余計に支払わなければならないと報じられており^④（出典）、事業計画の見直しが必要を余儀なくされるものと見られる。また、市内音声市場における競争が後退すれば、ブロードバンドサービス市場における競争状況にも影響を与えるだろう。

今回の判決について、連邦最高裁判所への上告は必至と見られており、本事案が最終的に決着するまでに、少なくともあと1年以上かかると見る向きもある。訴訟が長期化すればそれだけ規制上の不確実性が継続し、ILECの投資計画等に影響することも指摘されている。

📖 執筆者コメント

米国におけるブロードバンドの展開状況は、日本とはかなり異なっている。米国では、高速インターネット接続サービス回線数の約6割をケーブルモデムサービスが占める（ADSLは約3割）など、CATV事業者によるブロードバンドサービスがILECを凌駕する強力なライバルとなっている。また、今後のFTTH展開においては、CLECとILECはほぼ同じ出発点に立っているとされており、ILECが傑出した地位を占めている訳ではない。このような現状が、今回ブロードバンド関連の規制を緩和した根拠の一つとなっていると考えられる。

このような日米間の違いを踏まえると、米国の通信政策を日本のそれにそのまま援用することは適当ではなく、日本の競争環境に則したブロードバンド規制を検討していく必要があるだろう。



^④（出典） [The Wall Street Journal Online \(2004.3.3\)](#)

定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

米国のアンバンドル義務（UNE 規制）見直しとその後



📖 出典・参考文献

- REPORT AND ORDER AND ORDER ON REMAND AND FURTHER NOTICE OF PROPOSED RULEMAKING, In the Matter of Review of the Section 251 Unbundling Obligations of Incumbent Local Exchange Carriers (CC Docket No. 01-338) , Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket No. 96-98) , Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capability (CC Docket No. 98-147) (FCC03-36) (2003年2月20日採択、同年8月21日発出)
- Telecommunications Report (2003.9.1他)
- TR Daily (2003.8.21他)
- "SUMMARY OF THE FCC'S TRIENNIAL REVIEW ORDER" KELLY DRYE & WARREN, LLP (2003.8.25)

【別表1】TRO採択に至る経緯

時期	FCC裁定	連邦裁判所判決	概要
1996年8月	市内競争裁定	提訴	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要性」および「阻害性」基準を非常に広く解釈 ・最低限のUNEとして7要素を規定 ・TELRIC方式を採用 <i>Iowa州公益事業委員会等が提訴</i>
1997年7月18日	-	Iowa州公益事業委員会对FCC <第8控訴裁> 上告	<ul style="list-style-type: none"> ・FCCの管轄権は州際事項に限られるとして、関連規則の大部分を支持無効と判示。 ・FCCの「必要」および「阻害」基準を支持。 <i>FCCが連邦最高裁へ上告</i>
1999年1月25日	-	AT&T对Iowa州公益委員会 <連邦最高裁>	<ul style="list-style-type: none"> ・FCCは市内競争規定を実施する管轄権を有すると判決。 ・「必要」および「阻害」基準の具体化をFCCに命令 ・UNEリストの全面的見直しをFCCに命令
1999年9月15日	UNE差し戻し裁定	差し戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要」および「阻害」基準の再検討（より狭い要件を採択） ・UNEリストを修正 ・規則を3年ごとに見直す（triennial review）と決定 <i>USTA等が提訴</i>
1999年11月18日	回線共用裁定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・回線の高周波部分のみをUNEとして提供しよう義務付け。 <i>USTA等が提訴</i>
2000年7月18日	提訴	AT&T对Iowa州公益事業委員会 (差し戻し判決) <第8控訴裁>	<ul style="list-style-type: none"> ・TELRIC算定方式を無効と判断 ・UNE結合に関する規定を無効と判断 <i>FCCが最高裁に上告、判決差止請求</i>
2001年12月12日	Triennial Review NPRM	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「3年ごとの見直し」に係る規則制定提案告示
2002年5月13日	-	Verizon对FCC <連邦最高裁>	<ul style="list-style-type: none"> ・TELRIC算定方式を支持 ・UNE結合規則を支持
2002年5月24日	-	USTA对FCC (USTA I) <DC控訴裁> 無効/差し戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・UNE差し戻し裁定を一部無効/差し戻し ・回線共用裁定を無効/差し戻し（2003年2月20日まで効力停止）
2003年2月20日	Triennial Review Order (TRO) 採択	-	-
2003年8月21日	TRO本文発表	-	-



定期購読のお申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

【別表2】1934年通信法（1996年電気通信法による改正を含む。）の関連条項

<p>第 3 条 (29)</p>	<p>「ネットワーク構成要素」の定義</p>	<p>「ネットワーク構成要素」の語辞は、電気通信サービスの提供に用いる施設又は設備を意味する。この語辞には、加入者番号、データベース、信号方式及び料金の請求・収納のための十分な情報を含む当該施設若しくは設備によって提供され、又は電気通信サービスの送信、経路選択その他の提供に用いられる特徴、機能及び能力をも含む。</p>
<p>第 251 条 (d)(2)</p>	<p>アンバンドル義務の判断基準</p>	<p>(2) アクセス基準 委員会は、(c) 項(3) の目的のために利用可能にしなければならないネットワーク構成要素を決定するに当たり、最低限 (at a minimum) 次の事項を考慮しなければならない。</p> <p>(A) 性質上独占的な (proprietary) ネットワーク構成要素へのアクセスの必要性 (necessary) の存否</p> <p>(B) 当該ネットワーク構成要素へのアクセスを提供しないことによって、アクセスを求めている電気通信事業者のサービス提供能力が損なわれる (impair) 可能性の存否</p>
<p>第 252 条 (d)(1)</p>	<p>UNEの料金決定基準</p>	<p>(d) 料金決定基準</p> <p>(1) 相互接続及びネットワーク要素の料金 州委員会による第251条(c) 項(2) の施設及び機器の相互接続の正当かつ妥当な料金、及び同条(c) 項(3) のネットワーク要素の正当かつ妥当な料金の決定は、次による。</p> <p>(A) 次に該当しなければならない。</p> <p>(i) 相互接続又はネットワーク要素(いずれか該当する方) を提供する費用(報酬率その他のレートを基礎とする手続きによらずに決定される。)に基づいていること。</p> <p>(ii) 非差別的であること。</p> <p>(略)</p>
<p>第 271 条 (c)(2) (B)</p>	<p>RBOCの長距離参入に係る競争チェックリスト</p>	<p>(c) 特定の地域内発信LATA間サービスの着信を提供するための要求事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 相互接続の具体的要件</p> <p>(略)</p> <p>(B) 競争チェックリスト - ベル系運用会社が他の通信事業者に対して提供するか、又は一般的に提供するアクセス及び相互接続は、当該アクセス及び相互接続が次の事項を含む場合は、本(B) の要件に適合する。</p>



米国のアンバンドル義務（UNE規制）見直しとその後

KDDI総研R&A誌は定期購読がお得です。既刊のPDF無料ダウンロードの特典もあります。

（年間 29,993 円）

		<p>(略)</p> <p>(iv) 区域内交換サービスその他のサービスからアンバンドルされた交換局から顧客宅内までの加入者回線伝送</p> <p>(v) 交換サービスその他のサービスからアンバンドルされた有線系電話会社の交換機の中継線側からの区域内伝送</p> <p>(vi) 中継線伝送、加入者回線伝送その他のサービスからアンバンドルされた区域内交換</p> <p>(略)</p> <p>(x) 呼の経路選択及び完了に必要なデータベース及び関連信号への非差別的アクセス</p>
--	--	--

((財)国際通信経済研究所『米国通信法対訳』にKDDI総研で一部加筆)